

政令指定都市制度の概要等について

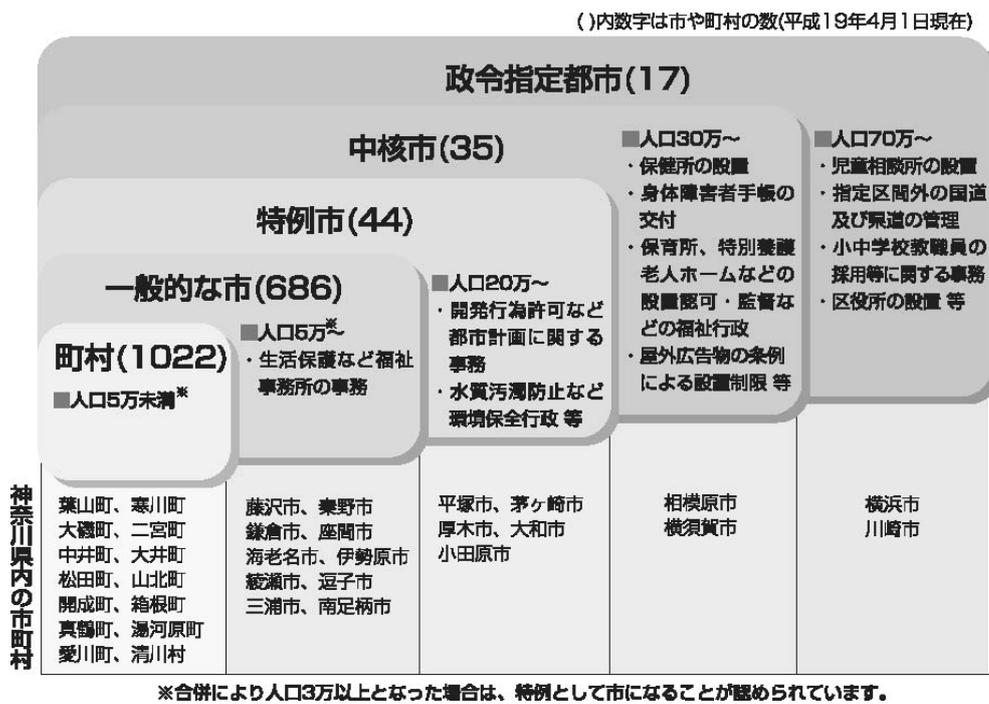
1 政令指定都市制度の概要

(1) 政令指定都市とは

政令指定都市制度は、人口や産業が集中する大都市については高度で専門的な行政サービスが必要となるため、市民生活やまちづくりに関する権限を県から市に移譲し、市民福祉の向上を図る制度です。

かつては都市規模の大きさから市町村制がなじまなくなった大阪・名古屋・京都・横浜・神戸の五大市に例外として認められた制度ですが、北九州市の移行（S38.4.1）を契機として一般的になり、最近では国の市町村合併支援プランで指定要件が緩和されたため、政令指定都市に移行する自治体が増えています。

〈参考〉 都市の制度と移譲事務



ア 指定要件

○ 法令要件

地方自治法第252条の19第1項：「政令で指定する人口50万以上の市」

○ 実質的要件

これまでの指定状況をみると、実質的には以下のような要件が必要と考えられています。

- ① 人口80万以上で将来的に人口100万程度が見込まれること
- ② 人口密度や産業別就業者比率が一定水準以上であること

- ③ 既存の政令指定都市と遜色ない都市形態、機能を備えていること
 - ④ 県からの移譲事務を適正かつ能率的に処理できること
 - ⑤ 大都市経営に対応できる行財政能力が備わっていること
 - ⑥ 行政区の設置、区の事務を処理する体制が整っていること
 - ⑦ 指定都市移行に関して、県と市の意見が一致していること
- 人口要件の緩和

市町村合併支援プラン（平成 13 年 8 月）及びその後の新市町村合併支援プラン（平成 17 年 8 月）において、プランの期限内に合併する市町村に限り「大規模な市町村合併が行われ、かつ、合併関係市町村及び関係都道府県の要望がある場合には、政令指定都市の弾力的な指定を検討する。」とされ、人口要件は 70 万程度に緩和されたとみなされています。

（２）政令指定都市の特例

ア 事務配分上の特例

政令指定都市への移行に伴い、地方自治法及び個別法などにに基づき、都道府県が処理する事務の全部または一部を処理することができるとされています。このほかに、法令などに基づく移譲事務に関連して県が実施している単独事業に基づく事務、地方自治法第 252 条の 17 の 2「条例による事務処理の特例」の規定による事務についても、県市の協議により意向が一致した場合には、市に移譲されます。

これにより、これまで県で行っていた多くの事務を市で行うことになり、市民生活にかかわりが深い保健福祉や道路、都市計画、教育行政などの分野で、市民ニーズに合った的確な対応をスピーディーにできるようになります。

県から移譲される主な事務	
保健・福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所の設置 ・ 精神保健福祉センターの設置 ・ 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行
教育分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校の教職員の任免等
土木・都市計画分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道及び県道の管理 ・ 都市計画の決定権限
産業経済分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模小売店舗を新設する際の届出の受理等

イ 行政関与の特例

政令指定都市では、大都市としての自主的、一元的な行政執行を図るため、市が事

務を処理するに当たって、知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与の必要性をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとなり、事務の効率化が図られます。

行政関与に関する特例の主な例

- ・ 知事の関与が不要となる事務
児童自立生活支援事業の制限又は停止の命令
- ・ 主務大臣が関与する事務
地方債に関する協議

ウ 行政組織上の特例（区役所の設置、区長の任命ほか）

政令指定都市のみの行政組織上の特例として、行政区の設置、人事委員会の設置、区選挙管理委員会の設置などがあります。行政区の区長は特別区（東京 23 区）とは異なり、市職員の中から市長が任命します。

行政区の設置

政令指定都市は、行政組織上の特例として、市内をいくつかの区に分け、区役所を設置するものとされています。

これにより、日常生活に密着したサービスは区役所で行うことができ、また、地域の実情に合わせた施策を行うなど、区ごとの個性を活かしたまちづくりを進めることができます。

エ 財政上の特例

財政面でも、政令指定都市には中核市にない各種財源の移譲が行われます。これは政令指定都市移行に伴う移譲事務や行政組織の変更などによる新たな財政需要の発生に対応するもので、国や県からの財源の移譲や交付金の増額などの措置があります。

これにより、財政基盤の充実が図られ、大都市にふさわしい財政運営が可能となります。

財源の特例

- | | |
|------------|---------------|
| ● 新たな財源 | ● 増額が見込まれるもの |
| ・ 石油ガス譲与税 | ・ 地方道路譲与税 |
| ・ 軽油引取税交付金 | ・ 自動車取得税交付金 |
| ・ 宝くじ販売収益金 | ・ 交通安全対策特別交付金 |

(3) 政令指定都市移行の手続き

政令指定都市になるには県との協議、国(総務省)との協議を通じて政令指定都市にふさわしい都市であることを理解してもらうとともに、区制を円滑に施行できるための準備を進める必要があります。また、県と市が共同で総務大臣へ要望を行い、政府の閣議決定により「指定都市の指定に関する政令」の改正が行われることで政令指定都市になることができます。

政令改正に向けた手続きについて法令の定めはありませんが、これまでに移行した市をみると以下のような手順で取り組んでいます。

①市議会で政令指定都市移行の意見書を議決し、県知事・
県議会に提出

②県議会で相模原市の政令指定都市移行実現に関する意見
書を議決

③県・市共同で総務大臣に要望書を提出

④政令改正の閣議決定、公布

2 なぜ相模原市は政令指定都市を目指すのか

(1) 本市の概要

相模原市は、昭和 29 年に、県内 10 番目の市として、人口約 8 万でスタートしました。その後、人口急増や基地問題など幾多の課題に取り組みながら、着実な発展を続け、平成 18 年 3 月には津久井町及び相模湖町と、平成 19 年 3 月には城山町及び藤野町と合併したことにより、都市としての機能と水源地の豊かな自然環境を併せ持った、人口 70 万を超える大都市となりました。

この間、平成 12 年に保健所政令市に、平成 15 年には中核市に移行し、拡大した事務権限により、行政サービスの充実やまちづくりの推進に努め、首都圏南西部における広域的な拠点都市として発展を続けています。

(2) 市町村を取り巻く状況

ア 少子化・高齢化と人口減少社会の到来

－生産年齢人口の減少／年金及び高齢者医療費・介護費の増大／地域コミュニティの衰退

イ 人々の価値観の変化

「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へ／経済的繁栄から歴史・伝統、自然、文化・芸術等へ

ウ 環境問題への取り組みの必要性

地球温暖化防止や循環型社会の構築、生物多様性の保全に向けた環境負荷の少ないライフスタイル・産業活動の普及促進

エ 地方分権の進展

地方分権改革推進法の施行による地方公共団体の自主性・自立性の向上／厳しい地方財政／道州制の検討

(3) 市町村に求められる役割

ア 地方分権時代にふさわしい自立的・主体的な都市づくり

住民に最も身近な行政主体として、今まで以上に高い自立性を備え、特に福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務については、原則として市町村で処理できる体制が求められています。

イ 住民自治の充実

地域において「自己決定と自己責任の原則」による住民自治が実現されるための方策の検討、整備が求められています。

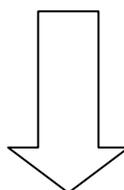
ウ 良質で効率的な行政サービスの提供

厳しい財政状況の中、住民ニーズの多様化の中で質的にも量的にも高度化・増大する事務を適切に処理するため、一層効率的・効果的な行財政運営が求められています。

エ 少子化・高齢化の進行への対応

扶助費の増加や生産年齢人口の減少による経済活力の低下等が懸念される中、安定的に持続できる都営経営が求められています。

これらの役割を着実に
実行するため、



より大きな権限と財源を持ち、地方自治制度上において最も自立度が高く、都市内分権によるまちづくりを効果的に進めることができる「政令指定都市」への移行を目指す。

○ 政令指定都市移行の効果

(1 (2) で示した政令指定都市の特例による効果のほか)

① 他の政令指定都市との連携による国等への要望活動の強化

政令指定都市の連携会議等を通じ、共同で国に対して要望活動や意見の具申などを展開しており、相模原市単独では難しい広域的課題や国の制度にかかる課題についても、国等へ要望を行うことができるようになります。

② 都市イメージの向上

既存の都市制度の中では最大の権能と財政力を有する名実ともに大都市として内外から認知されることとなり、都市としてのイメージアップが図られることなどにより、相模原市に対する注目や魅力が向上することで、経済活動や文化活動が活発になり、人や企業に選ばれる魅力的な都市に成長することが期待されます。

③ 新たな行政課題に対する幅広い知識の拡充

他の政令指定都市との交流や国との直接の交渉などの機会の増加等を通じ、職員的能力向上等が図られ、新たな行政課題への取り組み能力や政策形成能力の向上が図られます。

3 政令指定都市移行に向けた相模原市の取り組み状況

(1) 都市内分権の研究

- ・ 平成15年度～平成16年度

地域みらい研究プロジェクト（市民及び職員の研究員で構成）により、「市民がより満足できるまちをつくるための仕組みづくりである都市内分権のあり方」について研究

- ・ 平成17年度～平成18年度

庁内に「都市内分権推進検討プロジェクトチーム」を設置し、政令指定都市の区制度と市民協働のあり方について調査研究

(2) 津久井地域との合併

- ・ 平成18年3月20日 津久井町及び相模湖町と合併
- ・ 平成19年3月11日 城山町及び藤野町と合併

※ 人口70万人を超える新「相模原市」誕生

(3) 政令指定都市移行に向けた市の取り組み

- ・ 平成19年4月 政令指定都市推進課設置
- ・ 5月 政令指定都市推進本部会議設置（併せて、幹事会、部会等を設置し、政令指定都市移行に向けた検討を開始）
- ・ 7月 神奈川県・相模原市政令指定都市移行連絡会議設置（以後、移譲事務等について協議）

- ・ 平成20年1月～2月
 - ① 政令指定都市に関する市民説明会を実施（26会場）
 - ② 政令指定都市ビジョン（案）に対するパブリックコメントを実施
 - ③ 区制素案に対する意見募集
- ・ 3月 「政令指定都市ビジョン」策定

（４）市民による取り組み

- ・ 平成18年12月 相模原市自治会連合会から政令指定都市への移行実現について、市長に要望書が、市議会に陳情書が提出された。
- ・ 平成19年 1月 相模原商工会議所から政令指定都市の実現について、市長に要望書が、市議会に陳情書が提出された。
相模原市農業協同組合から政令指定都市の実現について、市長に要望書が、市議会に陳情書が提出された。
- ・ 8月 「相模原市政令指定都市推進市民協議会」設立（196団体）
（以後、シンポジウム等啓発活動を実施）

（５）市議会による取り組み

- ・ 平成19年 3月 市自治会連合会、商工会議所及び市農業協同組合からの陳情を採択
- ・ 5月 政令指定都市に関する特別委員会設置

（６）今後の取り組み（予定）

- ・ 平成20年 秋頃 事務移譲等に関する基本協定締結（県市）
- ・ 12月 市議会指定都市実現の意見書議決
- ・ 平成21年 2月 県議会意見書議決
- ・ 平成21年 4月 総務大臣へ要望
- ・ 平成21年 秋頃 閣議決定・政令公布
- ・ 平成22年 4月 政令指定都市移行

4 本市が目指す政令指定都市像

（１）本市の特性と潜在力

ア 地理的条件

東京から約40から60km圏内に位置する首都圏南西部における拠点都市

イ 活用可能な資源・潜在力

○交通基盤—南北交通軸(セカンドベルト)の活用による都市連携の可能性／さがみ縦貫道路・小田急多摩線の延伸・リニア中央新幹線等による広域交通網の発展性

- 自然－自然を活用したやすらぎと憩いの場の提供／環境分野の先進的な役割の可能性／県内の水源地域としての重要な役割
- 産業－製造業、物流機能、大学・研究機関等の集積／新たな土地利用
- 保健・医療－充実した医療環境／市民総ぐるみの健康・体力づくりの取り組み
- 教育－情報教育、国際教育、生涯学習等における特色あるさがみはら教育の取り組み
- 市民の活力－若年世代の多さ／芸術文化・スポーツ関係に携わる市民の割合の高さ
- 行財政－将来に負担を残さない、自立的・効率的な行財政運営
- 圏域内連携による発展性－都市間相互の多様な分野の連携をリードする役割

ウ 主な課題等

- 昼夜間人口比率－企業や大学など、都市機能の集積による都市拠点性の向上
- 幹線道路の交通渋滞－新しい交通システムの導入や交通需要マネジメントの推進による渋滞緩和
- 消費購買力の市外流出－人口1人当たり・売り場面積当たりの年間販売額がやや低く、消費力分散化の傾向／都市としての拠点機能や魅力を高め、人が訪れるまちづくりの推進
- 都市の知名度・イメージ市のイメージの向上による、交流人口の拡大や企業誘致の推進

(2) 政令指定都市・相模原の理念

人口70万を超える大都市となった相模原市が、社会経済情勢の変化に対応し、その規模にふさわしい役割と責任を果たすことのできる、より自立した都市として発展するため、本市が持つ様々な資源や潜在力を活かしながら、次の二つの基本理念に基づき、政令指定都市としての都市づくりに取り組んでいきます。

交流と連携によって圏域をリードする

広域交流拠点都市

首都圏の均衡ある発展のためには、本市を含む近隣の諸都市が様々な分野において互いに交流と連携を図り、圏域全体として自立性の高い地域の形成を図ることが必要となっています。そこで、相模原市がその中心となり他都市をリードする役割を果たしていくため、本市が持つ充実した交通基盤や都市機能の集積といった特性を活かし、首都圏南西部における広域的な交流拠点都市としてのさらなる発展をめざします。

環境と調和した豊かなライフスタイルを

市民とともに創造・発信する都市

水源地域の森林や湖、また市街地に隣接した樹林地などの恵まれた自然環境は本市にとってはもちろんのこと、首都圏の中でも貴重な財産となっています。このような環境と調和して、また、地域の資源を活かした中で、物の豊かさだけでなく心の豊かさも感じることができる、質の高いライフスタイルを市民とともに創り出し、広く市外にも波及させることができる先進的な都市づくりをめざします。

(3) 政令指定都市・相模原の基本方針

(2)で掲げた政令指定都市の理念に基づき都市づくりを進めていくための市政の方向性を次の4つの基本方針にまとめました。

- 多様な連携により圏域全体の価値を高め合う交流拠点づくり
- 環境と共生した持続可能な都市づくり
- 心豊かに安心して暮らせる魅力ある地域づくり
- 新たな課題に対応する自立的・先進的な都市経営の推進

これらの理念・基本方針を実現していくための具体的な施策については、今後策定を予定している新しい総合計画の基本計画や実施計画、さらには部門別の諸計画の中で示すこととしています。